

初診に関する「保険外併用療養費(選定療養)」について

当院では、他の病院又は診療所から紹介状なしで初診におかかりになる場合、通常の初診料とは別に、初診に関する「保険外併用療養費(選定療養)」を頂いております。

初診に関する「保険外併用療養費(選定療養)」とは、国が推進している病院(200床以上)とそれ以外の医療機関との機能分担と連携を図るための制度で、紹介状なしに初診でおかかりになった場合にご負担頂くものです。

当院では紹介状をお持ちになった方とお持ちにならなかった方との費用負担の均衡を考慮し、金額を2,500円(税抜き)とし、条例で定めるとともに関東信越厚生局長に報告しております。

また、歯科診療と歯科診療以外の診療を受けた場合、それぞれ別に「保険外併用療養費(選定療養)」をご負担頂きます。(同一日初診の場合は除きます)

【初診に関する「保険外併用療養費(選定療養)」についてのご質問と回答】

〈問〉 初診に関する「保険外併用療養費(選定療養)」とはどういうものですか？

〈答〉 健康保険の自己負担分とは別に、差額ベッド料金のように自費としてお支払い頂くことが健康保険法で認められている項目の事を「保険外併用療養費(選定療養)」といいます。病床数200床以上の病院で医師の紹介状を持たずに初診で受診される場合に、「保険外併用療養費(選定療養)」として特別の料金をお支払い頂くことが承認されたものです。

〈問〉 これからは、医師の紹介状が無いと、町田市民病院では初診の診察をしてもらえないのですか？

〈答〉 紹介状が無くても診察は受けられますが、その場合は「保険外併用療養費(選定療養)」として、初診料とは別に2,500円(税抜き)をお支払い頂くことになります。また、当院に久しぶりに受診されるなどの患者さまも同様の対象者となります。できるだけ地域のかかりつけのお医者様を受診していただき、紹介状を書いていただいたうえでご来院ください。

〈問〉 初診の人は、必ず「保険外併用療養費(選定療養)」を請求されるのですか？

〈答〉 紹介状を持参された方や緊急・その他やむを得ない事情による場合の方は、ご負担はありません。

〈問〉 緊急・その他やむを得ない事情による場合とは、どういう場合ですか？

〈答〉 ※緊急とは、昼夜における診療時間にかかわらず、救急車で搬送された場合をいいます。

※その他やむを得ない事情による場合とは、下記の場合をいいます。

① 国の公費負担医療受給者で、生活保護法・結核予防法などの対象疾病等で当該医療券をお持ちになって受診される場合

② 東京都の公費負担医療助成制度受給対象者で、特定の障がいや特定疾病の医療券・医療証をお持ちになって受診される場合

(注) 後期高齢者医療制度該当者及び高齢受給者制度、ひとり親家庭医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度の受給対象者は該当しませんので、お支払い頂くことになります。

〈問〉 町田市民病院の診察券があれば、初診にはなりませんね？

〈答〉 「初診」については、健康保険法で定義付けられています。この定義に当てはまる方は、町田市民病院の診察券を持っていても、「初診」となる場合があります。

〈問〉 どのような場合に初診となるのですか？

〈答〉 健康保険法では、以下のような場合を初診と定めています。

① 町田市民病院を初めて受診される方

② 以前に町田市民病院で受診したことがあっても、既にその病気が治癒していて、新たな疾病で受診される場合

③ 患者様が任意に診療を中止されて、1か月以上経過した後に受診される場合

※以下のような場合は初診とはなりません。

① 現在、継続して治療をうけている方で、同一の疾病に関連して他の科で新たな診療を受ける場合

② 自費の診療中に保険の診療を受けた場合

③ 自ら健康診断を行った方について、引き続き診療を開始した場合

初診に関する「保険外併用療養費(選定療養)」について、ご不明な点がございましたら、医事課窓口にお問い合わせください。

町田市民病院 医事課 電話042-722-2230
内線7115

【平成8年4月：健康保険法改正により制定】